

2021年6月11日

都道府県寄鯨ご担当者様  
関係者各位

実施主体：寄鯨調査事業共同実施機関  
一般財団法人 日本鯨類研究所  
一般社団法人 日本水族館協会  
(公印省略)

寄鯨調査事業への協力依頼について（お願い）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当研究所及び当協会の活動にご支援を賜り誠にありがとうございます。

令和3年5月26日付け水産庁捕鯨室からの事務連絡にて既にご承知のことと存じますが、この度（一財）日本鯨類研究所と（一社）日本水族館協会は、水産庁の令和3年度寄鯨調査事業（補助事業）を共同実施機関（実施主体）として実施することとなりました。

ついては、鯨類の座礁等の寄鯨事案が発生した際には、都道府県担当者様から実施主体までご連絡いただき、調査へのご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、必要な調査や試料の採集を行った後の鯨体の処分については、限られた予算範囲内とはなりますが、処理費用の一部（最大2分の1）をご支援できる事業となっております。ただし、処理費用の負担については、混乱を避けるため、本事業実施主体が調査対象（今年度は全てのひげ鯨類、マッコウクジラ及びツチクジラ）に対し第一に着手した鯨体に限るものと致しますので、よろしくご理解とご協力をお願いします。

また、実施主体以外の研究機関等による調査希望がある場合には、以下の条件にご同意いただく必要があります。同意書（様式任意）を提出いただき、承認の後に参加可能となります。

- ① 本寄鯨調査事業の趣旨に賛同するもの。
- ② 現地での調査活動では、実施主体が指名する調査リーダーの指揮下に入ること。
- ③ 追加の標本採集や調査項目を希望する場合は、調査提案書を提出し、実施主体から許可を得た項目のみ実施可能とする。但し、係る追加費用については提案者が負担をすること。
- ④ 調査鯨体から取得した標本やデータを二次的な販売、あるいは第三者に有価譲渡しないこと。
- ⑤ 報道機関への対応は実施主体が行い、速やかに調査データの整理及び公表を行うこと。

なお、本内容につきましては、貴管下の市町村に対してもご周知くださいますようお願い申し上げます。

実施主体連絡先： （一財）日本鯨類研究所 担当：田村

TEL：090-3216-4594

メール：yorikujira@i-cr.jp

HP：https://www.icrwhale.org/

（一社）日本水族館協会 担当：挟間

TEL：080-8831-4010

敬具